



県章

群馬県報

平成25年
3月26日(火)
号外(第5号)

目次

ページ

条 例	
○群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(総務課)	2
○群馬県部設置条例の一部を改正する条例(同)	3
○群馬県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	3
○群馬県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(同)	4
○知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例(同)	4
○群馬県職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(同)	5
○森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例(税務課)	5
○群馬県県税条例の一部を改正する条例(同)	6
○群馬県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(市町村課)	9
○群馬県特別会計設置条例の一部を改正する条例(企画課)	14
○群馬県新型インフルエンザ等対策本部条例(保健予防課)	15
○群馬県歯科口腔保健の推進に関する条例(同)	16
○障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例(障害政策課)	18
○群馬県環境影響評価条例の一部を改正する条例(環境政策課)	19
○ぐんま緑の県民基金条例(林政課)	21
○群馬県緑化センター附属見本園の設置及び管理に関する条例(緑化推進課)	22
○群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(工業振興課)	24
○群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(道路管理課)	26
○群馬県県営住宅設置条例の一部を改正する条例(建築住宅課)	26
○群馬県立学校の入学金等に関する条例の一部を改正する条例(教育委員会管理課)	27
○群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(学校人事課)	27
○群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(同)	28
○群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(生涯学習課)	28
○群馬県スポーツ振興条例(スポーツ健康課)	29
○群馬県警察本部の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例(総務企画課)	31
○群馬県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(生活安全企画課)	32
○群馬県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例(病院局総務課)	35
○群馬県議会事務局の組織及び定数に関する条例の一部を改正する条例(議会総務課)	35
○県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例(同)	36
○群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例(議事課)	36
○群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例(調査広報課)	37
○群馬県議会基本条例の一部を改正する条例(同)	38

■ 条 例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第六号

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年群馬県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の五の五の項下欄を次のように改める。

各市町村

別表第一の十九の項上欄中「いう。」の下に「及び条例の施行のための規則」を加え、同欄に次のように加える。

㊦ (一)から㊦までに掲げるもののほか条例の施行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの(土壌汚染に関する事務に限る。)

別表第一の十九の項下欄中「㊦」を「㊦」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中別表第一の五の五の項の改正規定及び次項の規定は平成二十五年十月一日から、別表第一の十九の項の改正規定及び附則第三項の規定は同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 別表第一の五の五の項の改正規定の施行の日前に旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務については、改正後の別表第一の五の五の項の規定にかかわらず、同日以後においても知事が管理し、及び執行する。

3 別表第一の十九の項の改正規定の施行の際改正後の別表第一の十九の項上欄(㊦に掲げる事務に係る群馬県の生活環境を保全する条例(平成十二年群馬県条例第五十号)の施行のための規則(以下「規則」という。))の規定により知事がした処分そ

の他の行為で現にその効力を有するもの又は別表第一の十九の項の改正規定の施行の日前に規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後において前橋市長、高崎市長、伊勢崎市長又は太田市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における規則の適用については、これらの市長がした処分その他の行為又はこれらの市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

群馬県設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第七号

群馬県設置条例の一部を改正する条例

群馬県設置条例(平成十九年群馬県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「生活文化部」を「生活文化スポーツ部」に改める。

第二条第三号中「生活文化部」を「生活文化スポーツ部」に改め、同号に次のように加える。

ハ スポーツに関する事項(学校における体育に関する事項を除く。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(群馬県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

2 群馬県スポーツ推進審議会条例(平成二十三年群馬県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「群馬県教育委員会」を「知事」に改める。

第七条を削り、第八条を第七条とする。

(群馬県スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に改正前の群馬県スポーツ推進審議会条例第三条の規定により群馬県教育委員会が任命している委員に係る当該任命は、改正後の同条の規定により知事がした任命とみなす。

群馬県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第八号

群馬県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「五十五歳」を「前項の規定にかかわらず、五十五歳」に、「に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給(行政職給料表の適用を受ける職員)でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給)」とあるのは、「二号給)」を「の昇給については、人事委員会規則で定める場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、二号給を上限として人事委員会規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年群馬県条例第五号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「及び第六項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改める。

群馬県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十五年三月二十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第九号

群馬県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

群馬県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十六年群馬県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「二百九十円」を「三百八十円の範囲内で人事委員会規則で定める額(著しく危険であると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額)」に改める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十五年三月二十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第十号

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給料の特例に関する条例(平成二十一年群馬県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に改める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

群馬県職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第十一号

群馬県職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

群馬県職員の給与の特例に関する条例(平成二十一年群馬県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第十二号

森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例(趣旨)

第一条 この条例は、本県の森林が水源の涵養、災害の防止等の公益的機能を有し、全ての県民がひとしくその恩恵を享受し、次の世代に継承すべきものであることに鑑み、県民共有の財産である豊かな森林環境を適切に整備し、及び保全していくための施策に要する経費の財源を確保するため、群馬県条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号。以下「県税条例」という。)に定める県民税の均等割に係る税率の特例を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 平成二十六年度から平成三十年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十九条の規定にかかわらず、同条に規定する額に七百円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に終了する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十四条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の七を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第四十四条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成二十五年群馬県条例第十二号)第三条第一項」とする。

(基金への積立て)

第四条 知事は、第二条及び前条第一項の規定による特例措置の実施により増加する県民税の均等割の収入額に相当する額をぐんま緑の県民基金(ぐんま緑の県民基金条例(平成二十五年群馬県条例第二十号)に規定するぐんま緑の県民基金をい

う。)に積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(県税条例附則第十四条の四の三の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 県税条例附則第十四条の四の三の規定の適用がある場合における第二条及び第四条の規定の適用については、第二条中「第三十九条」とあるのは、「附則第十四条の四の三」とする。

群馬県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第十三号

群馬県県税条例の一部を改正する条例

第一条 群馬県県税条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第六十九条の四中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

第六十九条の十一第一項中「合算額」の下に「十七分の十」を加え、「第七十二条の百十四」を「第七十二条の百十四第一項」に、「同条」を「同項」に、「施行令第三十五条の二十一」を「政令で」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「あん分する」を「按分する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する合算額の十七分の七に相当する額に、法第七十二条の百十四第二項の規定により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額を、政令で定めるところにより、県内の市町村に対し、前項の人口に按分して交付する。

第三十六条第二項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附則第十六条の三中「第六十九条の十一第一項」を「第六十九条の十一」に、「同項中」を「同条第一項中」に改め、「施行令第三十五条の二十一」とあるのは「施行令第三十五条の二十一及び同令附則第六条の十四」とを削る。

第二条 群馬県県税条例の一部を次のように改正する。

第六十九条の四中「六十三分の十七」を「七十八分の二十二」に改める。

第六十九条の十一第一項中「十七分の十」を「二十二分の十」に改め、同条第二項中「十七分の七」を「二十二分の十二」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げ

る規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中群馬県条例第三百六十六条第二項の改正規定 平成二十五年四月一日

二 第二条の規定及び附則第五条から第七条までの規定 平成二十七年十月一日

(第一条の規定による群馬県条例の一部改正に伴う経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の群馬県条例

(以下「新条例」という。)の規定中地方消費税に関する部分は、この条例の施行

の日(以下「施行日」という。)以後に事業者(地方税法(昭和二十五年法律第二

百二十六号)第七十二条の七十七号に規定する事業者をいう。以下同じ。)が

行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和六十三年法律第八号)第二条第一項第九

号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。)及び施行日以後に保税地域

(同項第二号に規定する保税地域をいう。以下同じ。)から引き取られる課税貨物

(同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。)に係る地方消費税につい

て適用し、施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日前に保税地域か

ら引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

第三条 新条例附則第十六条の三の規定により読み替えて適用される新条例第六十九

条の十一の規定は、施行日以後に行われる地方消費税の市町村に対する交付につい

て適用する。この場合において、前条の規定によりなお従前の例によることとされ

た地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新条例附則第十六条の三の規定によ

り読み替えて適用される新条例第六十九条の十一の規定の適用については、同条第

一項中「法第七十二条の百三第三項」とあるのは「法第七十二条の百三第三項及び

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び

地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号。以下この項に

おいて「地方税法等改正法」という。)附則第二条の規定によりなお従前の例によ

ることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の法(以下この項にお

いて「旧法」という。)第七十二条の百三第三項」と、「及び法附則第九条の六第

三項前段」とあるのは「並びに法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法

附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第九条の六第三

項前段」と、「同項後段」とあるのは「法附則第九条の六第三項後段及び地方税法

等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第九条

の六第三項後段」と、「第三十条及び附則第四条の四」とあるのは「第三十条及び

群馬県条例の一部を改正する条例(平成二十五年群馬県条例第十三号。以下

この項において「改正条例」という。)附則第二条の規定によりなお従前の例によ

ることとされた改正条例第一条の規定による改正前の群馬県条例(以下この項

において「旧条例」という。)第三十条並びに附則第四条の四及び改正条例附則第

二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例附則第四条の四」と、

「法第七十二条の百十四第一項」とあるのは「地方税法等改正法附則第六条の規定

により読み替えて適用される法第七十二条の百十四第一項」とする。

第四条 施行日から平成二十七年三月三十一日までの間における新条例附則第十六

条の三の規定により読み替えて適用される新条例第六十九条の十一(前条後段の規定

により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用

については、新条例附則第十六条の三の規定により読み替えて適用される新条例第

六十九条の十一第一項中「十七分の十」とあるのは「十二分の十」と、同条第二項

中「十七分の七」とあるのは「十二分の二」とする。

(第二条の規定による群馬県条例の一部改正に伴う経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の群馬県条例

(以下「二十七年新条例」という。)の規定中地方消費税に関する部分は、附則第

一条第二号に定める日(以下「一部施行日」という。)以後に事業者が行う課税資

産の譲渡等及び一部施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消

費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が行った課税

資産の譲渡等及び施行日から一部施行日の前日までの間に保税地域から引き取った

課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

第六条 二十七年新条例附則第十六条の三の規定により読み替えて適用される二十七

年新条例第六十九条の十一の規定は、一部施行日以後に行われる地方消費税の市町

村に対する交付について適用する。この場合において、附則第二条の規定によりな

お従前の例によることとされた地方消費税又は前条の規定によりなお従前の例によ

ることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、二十七年新条例附則第

十六条の三の規定により読み替えて適用される二十七年新条例第六十九条の十一の

規定の適用については、同条第一項中「法第七十二条の百三第三項」とあるのは「法第七十二条の百三第三項、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の法（以下この項において「二十七年旧法」という。）第七十二条の百三第三項」と、「及び法附則第九条の六第三項前段」とあるのは「並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧法附則第九条の六第三項前段」と、「同項後段」とあるのは「法附則第九条の六第三項後段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧法附則第九条の六第三項後段」と、「第三十条及び附則第四条の四」とあるのは「第三十条、群馬県税条例の一部を改正する条例（平成二十五年群馬県条例第十三号。以下この項において「改正条例」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた改正条例第一条の規定による改正前の群馬県税条例（以下この項において「旧条例」という。）第三十条及び改正条例附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた改正条例第二条の規定による改正前の群馬県税条例（以下この項において「二十七年旧条例」という。）第三十条並びに附則第四条の四、改正条例附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例附則第四条の四及び改正条例附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧条例附則第四条の四」と、「法第七十二条の百十四第一項」とあるのは「地方税法等改正法附則第十二条の規定により読み替えて適用される法第七十二条の百十四第一項」とする。

第七条 一部施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における二十七年新条例

附則第十六条の三の規定により読み替えて適用される二十七年新条例第六十九条の十一（前条後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、二十七年新条例附則第十六条の三の規定により読み替えて適用される二十七年新条例第六十九条の十一第一項中「二十二分の十」とあるのは「十七分の十」と、同条第二項中「二十二分の十二」とあるのは「十七分の七」とする。

2 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間における二十七年新条例附則第十六条の三の規定により読み替えて適用される二十七年新条例第六十九条の十一の規定の適用については、同条第一項中「二十二分の十」とあるのは「二十一分の十」とする。

群馬県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十五年三月二十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第十四号

群馬県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

群馬県住民基本台帳法施行条例（平成十四年群馬県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条を第八条とし、第三条を第七条とする。

第二条中「別表」を「別表第二」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務）

第五条 法第三十条の八第二項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び同項に規定する条例で定める事務は、別表第三のとおりとする。

（知事以外の執行機関への保存期間に係る本人確認情報の提供方法）

第六条 知事が行う法第三十条の八第二項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

第一条の次に次の二条を加える。

（本人確認情報を提供する市町村の執行機関及び事務）

第二条 法第三十条の七第四項第二号に規定する条例で定める区域内の市町村の執行機関（以下「市町村の執行機関」という。）及び同号に規定する条例で定める事務は、別表第一のとおりとする。

（市町村の執行機関への保存期間に係る本人確認情報の提供方法）

第三条 知事が行う法第三十条の七第四項の規定による保存期間に係る本人確認情報（同条第三項に規定する保存期間に係る本人確認情報という。以下同じ。）の市町村の執行機関への提供（同条第四項第二号に掲げる場合における提供に限る。）は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を

通じて市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法

二 規則で定めるところにより、知事から保存期間に係る本人確認情報を記録した磁気ディスクを市町村の執行機関に送付する方法

別表中「第二条関係」を「第四条関係」に改め、同表第一号中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削り、同号口中「身体障害者又は身体障害者等のために」を「身体障害者等又は」に改め、同表第二号中「、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者」を「法人役員とし、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものである場合は当該代表者又は管理人とする。」に改め、同号中へをトとし、ロからホまでをハからヘまでとし、同号イ中「納税管理人、」を「これらの者の」に改め、「以下」の下に「この号において」を加え、「その相続人」を「これらの者の相続人」に改め、同号イの次に次のように加える。

ロ 県税その他の徴収金の納税管理人

別表に次の十二号を加える。

五 生活保護法（以下この号において「法」という。）に基づく保護の決定又は実施に関する事務であつて、次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

イ 被保護者又はその扶養義務者

ロ 法第二十四条第一項の規定による保護の開始の申請をした者若しくはその者と同一の世帯に属する者又はこれらの者の扶養義務者

ハ 法第二十九条の規定による資産及び収入の状況の調査の対象となる要保護者又はその扶養義務者

ニ 法第六十三条の規定による保護の実施機関の定める額を返還しなければならぬ者又はその相続人

ホ 法第七十七条の規定による費用の徴収の対象となる扶養の義務を履行しなければならぬ者又はその相続人

ヘ 法第七十八条の規定による費用の徴収の対象となる不実の申請その他不正な手段により保護を受け、若しくは他人をして受けさせた者又はこれらの者の相続人

- ト 保護費の過支給による戻入の対象となる者又はその相続人
- 六 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下この号において「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務であつて、次に掲げるもの
- イ 法第九条第二項の規定による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- ロ 法第四十一条の規定による狩猟免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- ハ 法第四十六条第一項の規定による狩猟免許の記載事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- ニ 省令第七条第十一項の規定による許可証の記載事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- ホ 省令第七条第十二項の規定による従事者証の記載事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 七 群馬県退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和三十二年群馬県条例第三十四号）による年金である給付の支給に関する事務であつて、次に掲げるもの
- イ 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- ロ 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
- ハ 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- 八 群馬県消費生活条例（平成十八年群馬県条例第十一号）第二十七条第一項の規定による訴訟の費用の貸付けに関する事務であつて、貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 九 群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年群馬県条例第四十一号。以下この号において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務であつて、次に掲げるもの

- イ 条例第五条の規定による契約の解除に関する事務であつて、修学資金の貸与を受けた者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- ロ 条例第七条の規定による修学資金の返還に関する事務であつて、修学資金の貸与を受けた者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、条例の施行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの
- 十 群馬県医師確保修学研修資金貸与条例（平成十八年群馬県条例第十三号。以下この号において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務であつて、次に掲げるもの
- イ 条例第六条の規定による貸与契約の解除に関する事務であつて、修学研修資金の貸与を受けた者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- ロ 条例第九条の規定による修学研修資金の返還に関する事務であつて、修学研修資金の貸与を受けた者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、条例の施行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの
- 十一 群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例（平成二十年群馬県条例第三十二号。以下この号において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務であつて、次に掲げるもの
- イ 条例第六条の規定による貸与契約の解除に関する事務であつて、修学資金の貸与を受けた者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- ロ 条例第九条の規定による修学資金の返還に関する事務であつて、修学資金の貸与を受けた者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、条例の施行のための規則に基づく事務であつ

- 十二 群馬県医学生修学資金貸与条例(平成二十二年群馬県条例第十三号。以下この号において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務であつて、次に掲げるもの
 - イ 条例第六条の規定による貸与契約の解除に関する事務であつて、修学資金の貸与を受けた者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
 - ロ 条例第九条の規定による修学資金の返還に関する事務であつて、修学資金の貸与を受けた者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、条例の施行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの
 - 十三 群馬県がん対策推進条例(平成二十二年群馬県条例第六十三号)第十一条第二項第一号の規定による地域がん登録に登録されたがん患者に係る予後調査に関する事務であつて、登録されたがん患者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
 - 十四 群馬県心身障害者扶養共済制度条例(以下この号において「条例」という。)に基づく事務であつて、次に掲げるもの
 - イ 条例第十九条第三項第二号の規定による年金受給権者の死亡の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
 - ロ 条例第十九条第四項の規定による年金受給権者の現況の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
 - 十五 群馬県営住宅管理条例(昭和三十五年群馬県条例第三十二号)に基づく家賃又は駐車場の使用料の徴収に関する事務であつて、入居者(入居者であつた者を含む。)若しくはその連帯保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
 - 十六 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の施行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの
- 別表を別表第二とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第三(第五条関係)

提供を受ける知事以外の執行機関	事務
一 教育委員会	群馬県教職員退職年金及び退職一時金条例(昭和二十八年群馬県条例第七号)による年金である給付の支給に関する事務であつて、次に掲げるもの イ 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ロ 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査 ハ 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
二 選挙管理委員会	公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条又は第八十六条の四の規定による公職の候補者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務であつて、当該届出された立候補者の氏名、住所又は出生の年月日の確認
三 選挙管理委員会	公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十一条の規定による選挙長若しくは選挙分会長又はその職務代理者の告示に関する事務であつて、当該告示に係る者の氏名又は住所の確認
四 監査委員	地方自治法第二百四十二条第一項の規定による住民監査請求に関する事務であつて、請求を行った住民の氏名又は住所の確認
五 公安委員会	道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下この項において「法」という。)に基づく事務であつて、次に掲げる者(当該者が法人である場合は法人役員とし、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものである場合は当該代表者又は管理人とする。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 イ 法第五十一条の四第四項の規定による放置違反金の納付命令の対象となる者又はその相続人 ロ 法第五十一条の四第六項の規定による弁明の機会が与えられた者又はその相続人 ハ 法第五十一条の四第十三項の規定による督促の対象となる者又はその相続人 ニ 法第五十一条の四第十四項の規定による徴収の対象と

なる者又はその相続人

附則の次に次の一表を加える。

別表第一(第二条関係)

提供を受ける市町村の執行機関	事務
<p>一 群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年群馬県条例第四十三号。以下「事務処理特例条例」という。)</p> <p>別表第一の五の五の項下欄に掲げる市町村の長</p>	<p>旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号。以下この項において「法」という。)に基づく事務であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三条第一項の規定による一般旅券の発給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>ロ 法第十条第一項ただし書の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>ハ 法第十二条第一項の規定による査証欄の増補の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>ニ 法第十七条第一項の規定による一般旅券の紛失若しくは焼失の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p>
<p>二 事務処理特例条例別表第一の七の五の項下欄に掲げる市町村の長</p>	<p>計量法(平成四年法律第五十一号。以下この項において「法」という。)に基づく事務であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第五十一条第一項の規定による特定計量器の販売の事業の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>ロ 法第五十一条第二項において準用する法第四十二条第一項の規定による変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p>
三 市町村長	<p>地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)及び市町村の条例による個人の市町村民税(これと併せて賦課徴収する個人の県民税を含む。以下この項及び次項において同じ。)、固定資産税、軽自動車税、都市計画法又は国民健康保険税の賦課に関する事務であつて、次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>イ 個人の市町村民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画法若しくは国民健康保険税の納税義務者又はその相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)</p>

四 市町村長	<p>ロ 軽自動車税の減免の手續に係る市町村の条例に規定する身体若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者(以下この項において「身体障害者等」という。)</p> <p>又は当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者</p>
五 市町村長	<p>地方税法及び市町村の条例による市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、入湯税、事業所税、都市計画法若しくは国民健康保険税又はこれらに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、滞納処分費若しくは督促手数料(以下「市町村税その他の徴収金」という。)</p> <p>の徴収に関する事務であつて、次に掲げる者(当該者が法人である場合は当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者(以下「法人役員」という。))とし、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものである場合は当該代表者又は管理人とする。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>イ 市町村税その他の徴収金の納税者若しくは特別徴収義務者(これらの者の第二次納税義務者及び保証人を含む。以下この項において同じ。)</p> <p>又はこれらの者の相続人</p> <p>ロ 市町村税その他の徴収金の納税管理人</p> <p>ハ 市町村税その他の徴収金の納税者又は特別徴収義務者の財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者</p> <p>ニ 市町村税その他の徴収金の納税者又は特別徴収義務者が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となつてい</p> <p>るものの権利者</p> <p>ホ 市町村税その他の徴収金の納税者若しくは特別徴収義務者の財産を占有する第三者又はこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者</p> <p>ヘ 市町村税その他の徴収金の納税者若しくは特別徴収義務者に対し債権若しくは債務があり、又は納税者若しくは特別徴収義務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>ト 過誤納金若しくは還付金の還付を受けるべき者若しくはその相続人又はこれらの者から書面をもって当該過誤納金若しくは還付金の受領に関する委任を受けた者</p> <p>地方税法第二十條の十の規定による納税証明書の交付、同法第三百八十二條の二の規定による固定資産課税台帳の閲覧、同法第三百八十二條の三の規定による固定資産課税台</p>

六 市町村長	帳に記載をされている事項の証明書の交付、同法第三百八十七條の規定による土地名寄帳若しくは家屋名寄帳の閲覧、同法第四百十六條の規定による土地価格等縦覧帳簿若しくは家屋価格等縦覧帳簿の縦覧又は市町村の条例の規定による証明書の交付等に関する事務であつて、これらの請求をする者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
七 市町村長	公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第十六條第五項の規定に基づき市町村の条例で定める公営住宅の家賃又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八條第一項の規定に基づき市町村の条例で定める当該公営住宅の駐車場の使用料の徴収に関する事務であつて、入居者（入居者であつた者を含む。）若しくはその連帯保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
八 市町村長	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第十七條第一項の規定に基づき市町村の条例で定める料金の徴収に関する事務であつて、ガスの使用者（使用者であつた者を含む。）又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
九 市町村長	水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第十四條第一項の規定に基づき市町村の条例で定める料金の徴収に関する事務であつて、水道の利用者（利用者であつた者を含む。）又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
十 市町村長	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十条第一項の規定に基づき市町村の条例で定める使用料の徴収に関する事務であつて、下水道の利用者（利用者であつた者を含む。）又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
十一 市町村長	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七十五條第二項の規定に基づき市町村の条例で定める下水道事業に係る受益者負担金の徴収に関する事務であつて、負担金の徴収を受ける者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
	群馬県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年群馬県条例第二十二号。以下この項において「条例」という。）第二十二條の規定に基づき市町村が処理することとされた

十二 市長	事務であつて、次に掲げるもの イ 条例第十九條第三項第二号の規定による年金受給権者の死亡の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ロ 条例第十九條第四項の規定による年金受給権者の現況の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下この項において「法」という。）に基づく保護の決定又は実施に関する事務であつて、次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 イ 被保護者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。） ロ 法第二十四條第一項の規定による保護の開始の申請をした者若しくはその者と同一の世帯に属する者又はこれらの者の扶養義務者 ハ 法第二十九條の規定による資産及び収入の状況の調査の対象となる要保護者又はその扶養義務者 ニ 法第六十三條の規定による保護の実施機関の定める額を返還しなければならない者又はその相続人 ホ 法第七十七條の規定による費用の徴収の対象となる扶養の義務を履行しなければならない者又はその相続人 ヘ 法第七十八條の規定による費用の徴収の対象となる不実の申請その他不正な手段により保護を受け、若しくは他人をして受けさせた者又はこれらの者の相続人 ト 保護費の過支給による戻入の対象となる者又はその相続人
十三 教育委員会	学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一条第二項の学校給食費の徴収に関する事務であつて、学校給食費を負担すべき保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六條に規定する保護者をいう。）又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
十四 農業委員会	農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務であつて、次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 イ 法第三十條第一項又は第二項の規定による利用状況調査の対象となる農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（これらの者が法人である場合は、法人役員。以下この項において「農地の所有者等」という。）

	ロ 法第三十条第三項の規定による指導の対象となる農地の所有者等 ハ 法第三十二条の規定による遊休農地である旨の通知の対象となる農地の所有者等
--	---

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

群馬県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十五年三月二十六日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県条例第十五号

群馬県特別会計設置条例の一部を改正する条例

群馬県特別会計設置条例(昭和三十九年群馬県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(群馬県新エネルギー特別会計の設置)

第二十三条 太陽光等の新エネルギーによる発電設備の県有施設等への導入及び維持管理を行う事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、群馬県新エネルギー特別会計を設置する。

2 前項に規定する特別会計においては、一般会計からの繰入金、前年度の繰越金及び諸収入をもつてその歳入とし、当該事業に係る事業費、委託料、一般会計への繰出金その他の諸費をもつてその歳出とする。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。